

農家基本台帳補正・登載願に係る提出書類

京都市農業委員会事務局

(電話:075-222-4050)

◎:必須

	提出書類		発行機関	部数	備考
◎	1	農家基本台帳補正・登載願		1	
	2	土地の登記事項証明書(全部事項証明書)	法務局	1	農地の移動・補正
	3	世帯員全員の住民票(謄本) ※「本籍地入りの世帯員全員の住民票」や「戸籍謄本」の提出をお願いすることもありますので、事前に御相談ください。	区役所等	1	世帯員の移動・補正
	4	その他(補正内容に係る証明書類) ※必要である場合は、個別に案内します。		1	
	5	委任状(任意様式) ・委任者(申請者)の署名(自署)または記名押印が必要。 ・代理人が書面訂正する場合、委任項目に「書面の訂正」、「申請・届出に係る一切の権限」等の記載が必要。		1	代理人が来庁する場合

《注意事項》

◇願い出は土地の所有者(世帯員の移動は世帯主)が行ってください。

◇申請書への押印は不要ですが、提出時に本人確認させていただきます。

(ただし、委任状には、委任者(申請者)の署名(自署)または記名押印が必要)

本人確認に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

・申請者が来庁する場合:申請者の運転免許証等の提示等

・代理人が来庁する場合:代理人の運転免許証や社員証等の提示等

(委任状に記載された代理人の住所や氏名・会社名等と一致していること)

◇これまでどおり、押印された書面を提出されても手続きに支障はありません。

◇証明書類などは、発行日から3箇月以内のもの[原本]が必要です。

→原本還付が必要な場合は、原本と写しを窓口に持参してください。

→「登記情報提供サービス」から取得した登記事項証明書は、照会番号と発行年月日が記載されたものに限り提出書類とすることができます。

◇分筆、合筆等されたときは、経過の分かる書類(登記事項証明書等)を提出してください。

◇上記以外に、当委員会が必要とする書類を提出いただくことがあります。

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。

2 この証明書は、1部提出してください。

3 記入欄が不足するときは、別紙に記入してください。

4 農地の移動・登載については、登記簿謄本を、世帯員の移動・登載については、住民票謄(抄)本を1部添付してください。

5 農地を所有する世帯員が転出する場合は、備考欄に転出先を記載してください。